

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成17年4月7日(2005.4.7)

【公表番号】特表2001-500643(P2001-500643A)

【公表日】平成13年1月16日(2001.1.16)

【出願番号】特願平10-511094

【国際特許分類第7版】

G 07 F 7/10

G 07 F 7/08

【F I】

G 07 F 7/10

G 07 F 7/08 R

【手続補正書】

【提出日】平成16年8月10日(2004.8.10)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】補正の内容のとおり

【補正方法】変更

【補正の内容】

手続補正書（自発）



平成16年8月10日

特許庁長官 小川 洋 殿

1 事件の表示

平成10年特許願第511094号

2 補正をする者

事件との関係 特許出願人

エクセルリンク コーポレーション

3 代理人

住 所 大阪市中央区道修町1丁目7番1号 北浜TNKビル

TEL 06-6203-0941

氏 名 (6521) 弁理士 三枝 英二



4 補正により増加する請求項の数

2

5 補正対象書類名

請求の範囲及び明細書全文

6 補正対象項目名

請求の範囲及び明細書全文

7 補正の内容

別紙添付の通り。

審査
審査
○

補正の内容

- 1 請求の範囲を別紙添付の通り補正する。
- 2 明細書全文を別紙添付の通り補正する。

(以上)

請求の範囲

1. ユーザーとトレーダーとの間の取引処理を自動的に行うシステムであって、

前記トレーダーを表す請求情報を含むトレーダー端末と、

ユーザー端末又はユーザー端末に関連するユーザーカードと、

前記ユーザー端末と前記トレーダー端末との間に設けられるローカル通信リンクと、

前記ユーザー端末がサービスプロバイダーと通信できるようにする、前記ローカル通信リンクから独立した通信ネットワークとを備え、

前記トレーダーの商品及び／又はサービスへの注文は、前記トレーダー端末により受信される前記ユーザー端末からのメッセージプロトコルを使用して、前記リンク上でデータを伝送することにより開始され、

前記ユーザー端末は、前記ユーザーを表すユーザー情報を受信して処理し、前記注文に応答して前記リンクを介して前記請求情報を受信して処理し、

前記ユーザー端末は、前記通信ネットワークを介して前記請求情報及び前記ユーザー情報を前記サービスプロバイダーへ伝送し、これに応じて、前記サービスプロバイダーは、前記ユーザーの承認の下に前記ユーザーの金銭を前記トレーダーに自動的に振替え、前記ユーザーと前記トレーダーとの間の会計処理を実行するシステム。

2. 前記注文は、前記ユーザー端末が前記トレーダー端末の近くにあるときに自動的に伝送される請求項1に記載のシステム。

3. 前記ユーザー端末は、前記ユーザー端末が前記トレーダー端末の近くにあるとき、前記ローカル通信リンクを通じて、前記トレーダー端末から前記請求情報を受信する請求項1に記載のシステム。

4. 前記ユーザー端末は、前記ユーザー端末が前記トレーダー端末にリンクされているとき、前記ローカル通信リンクを通じて、前記トレーダー端末から前記請求情報を受信する請求項1に記載のシステム。

5. 前記会計処理は、前記ユーザーが前記ユーザー端末で個人識別番号（P I N）を入力することにより承認される請求項1に記載のシステム。

6. 金銭の振替前に、前記注文の確認が前記ユーザーにより前記ユーザー端末で入力される請求項1に記載のシステム。

7. 前記ユーザーの金銭は、前記トレーダーへの振替のために保留され、前記ユーザーによって購入された商品及び／又はサービスに関係する所定の基準に従って、前記保留された金銭は、その一部又は全部が振替えられる請求項1に記載のシステム。

8. 前記所定の基準は、前記商品及び／又はサービスの使用額、並びに、前記商品及び／又はサービスの使用期間のいずれかを含む請求項7に記載のシステム。

9. 前記保留された金銭の一部の振替は、分割払いに振替えられ、各分割払いの額は、前記請求情報に従って制御される請求項7に記載のシステム。

10. 前記ユーザーが購入した商品及び／又はサービスの配達先情報は、前記請求情報及び前記ユーザー情報と共に、前記サービスプロバイダーに伝送される請求項1に記載のシステム。

11. 前記ユーザーによって購入された前記商品及び／又はサービスを識別する情報は、前記配達先情報と共に、電子倉庫等に伝送される請求項10に記載のシステム。

12. 前記電子倉庫は、前記ユーザーによって購入された前記商品及び／又はサービスを識

別する前記情報に基づいて、前記商品及び／又はサービスを割り当て、前記ユーザーが入手するための前記配達先情報に基づいて、前記商品及び／又はサービスの配達を始める請求項11に記載のシステム。

13. 前記ユーザーの保留された金銭を含む前記トレーダーへの金銭の振替は、前記商品及び／又はサービスの配達又は前記ユーザーによる受領の完了によって生じる請求項12に記載のシステム。

14. 前記請求情報は、前記トレーダー端末においてトレーダーカードに組み込まれる請求項1に記載のシステム。

15. 前記ユーザー端末は、前記トレーダー端末において、前記トレーダー請求情報を検出し、受信するための検出手段のようなデータ取得手段を有する請求項1に記載のシステム。

16. 前記ユーザー端末は、前記ユーザー情報を蓄積し、前記ユーザー情報は、ユーザーの識別及びそこから金銭が振替えられる前記ユーザーの口座を含む請求項1に記載のシステム。

17. 前記ユーザー端末は、前期請求情報及び前記ユーザー情報を処理するための演算処理手段を有する請求項16に記載のシステム。

18. 前記ユーザー端末は、前記配達先情報を蓄積し、又は、前記配達先情報は、前記ユーザー端末によって促されたとき、前記ユーザーによって入力される請求項10に記載のシステム。

19. 前記ユーザー端末は、前記請求情報のいずれか又は全て、前記ユーザー情報、前記ユーザーによって購入された商品及び／又はサービスを識別する情報、並びに、配達先情報を、前記通信ネットワークを通じて前記サービスプロバイダーに伝送するように適合されたインターフェース手段を有する請求項1に記載のシステム。

20. 会計処理の全部又は一部の完了の確認メッセージが、前記サービスプロバイダーによって伝送され、商品及び／又はサービスの配達の確認が、前記電子倉庫によって、前記トレーダー及び前記ユーザーに伝送される請求項12に記載のシステム。

21. 前記ユーザー端末は、前記ユーザーカードを受けるようにされており、前記ユーザーカードは、特定のユーザーに対して唯一のものである請求項1に記載のシステム。

22. 前記ユーザーカードは、前記ユーザー情報を予め蓄積し、前記ユーザー情報は、ユーザーの識別及びそこから金銭が振替えられる前記ユーザーの口座を含む請求項21に記載のシステム。

23. 前記ユーザーカードには、前記トレーダー端末において、前記請求情報を検出し、受信するための検出手段のようなデータ取得手段が組み込まれている請求項21に記載のシステム。

24. 前記ユーザーカードは、前記請求情報及び前記ユーザー情報を処理するための演算処理手段を有する請求項21に記載のシステム。

25. 前記ユーザーカードは、配達先情報を予め蓄積する請求項21に記載のシステム。

26. 前記ユーザー端末は、前記請求情報、前記ユーザー情報及び配達先情報のいずれか又は全てを読み取るための読み取り手段を有する請求項24に記載のシステム。

27. 取引処理に関して行われる全ての処理が、ユーザー端末を通じてユーザーに知らされる請求項1に記載のシステム。

28. 前記取引処理は、取消可能であり、前記商品及び／又はサービスについてトレーダー

からユーザーへの一部又は全部の払い戻しが生じ、品質制御のような所定の基準に基づき前記トレーダーによって開始される請求項1に記載のシステム。

29. 前記取引処理は、前記トレーダーと前記サービスプロバイダーとの間で動作する通信システムを通じて、前記サービスプロバイダーのデータベースにアクセスすることによって取消可能とされている請求項28に記載のシステム。

30. 前記データベースは、識別コードによる各取引処理に関する情報を蓄積する請求項29に記載のシステム。

31. 前記トレーダーは、前記トレーダーの前記口座における取引処理の詳細を確かめるために、前記サービスプロバイダーを通じて、金銭が振替られる前記トレーダーの口座へアクセスする請求項1に記載のシステム。

32. 前記ユーザー端末は、十分な金銭が前記取引処理のために利用可能であるかを確認するべく、前記ユーザーの口座へアクセスする請求項1に記載のシステム。

33. 立法機関によって課せられる関連する税／関税を有する商品及び／又はサービスを含み、前記ユーザーの金銭の振替は、前記サービスプロバイダーが、立法機関への税／関税の関連する額を振替えることを含む請求項1に記載のシステム。

34. 立法機関によって課せられる関連する税／関税を有する商品及び／又はサービスを含み、取消可能な取引処理において、立法機関に以前に振替えられた税／関税の額が前記ユーザーに振替えられる請求項28に記載のシステム。

35. 前記ユーザー端末は、前記トレーダー端末に組み込まれ、前記ユーザー情報は、前記ユーザー端末又は前記ユーザー端末に関連するユーザーカードのいずれかに組み込まれている請求項1に記載のシステム。

36. ユーザーとトレーダーとの間の取引処理を自動的に行う方法であって、
ユーザー端末とトレーダー端末との間に通信リンクを準備するステップと、
前記ユーザー端末を用い、前記トレーダーの商品及び／又はサービスに対する前記ユーザーの注文を前記リンク上に伝送するステップと、

メッセージプロトコルを用いて伝送されて受信される前記注文を前記トレーダー端末で受信するステップと、

前記ユーザー端末により前記リンクを介して前記トレーダー端末から前記トレーダーを表すトレーダー請求情報を受信するステップと、

前記ユーザー端末において、前記トレーダー請求情報を前記ユーザーを表すユーザー情報を処理するステップと、

前記トレーダー請求情報を前記ユーザー情報を、通信ネットワークを介してサービスプロバイダーに伝送するステップと、

前記ユーザーの金銭を前記ユーザーの承認の下に前記サービスプロバイダーを介して前記トレーダーに自動的に振替え、前記ユーザーと前記トレーダーとの間の会計処理を実行するステップとを含む方法。

37. 前記注文を伝送するステップは、前記ユーザー端末が前記トレーダー端末の近くにあるときに前記注文を自動的に伝送するステップを含む請求項36に記載の方法。

38. 前記受信するステップは、前記ユーザー端末が、前記トレーダー端末の近くにあるとき、前記ローカル通信リンクを通じて、前記トレーダー請求情報を受信するステップを含む請

求項3 6に記載の方法。

3 9. 前記受信するステップは、前記ユーザー端末が、前記トレーダー端末にリンクされているとき、前記ローカル通信リンクを通じて、前記トレーダー請求情報を受信するステップを含む請求項3 6に記載の方法。

4 0. 前記会計処理は、前記ユーザーが、前記ユーザー端末で個人識別番号（P I N）を入力することにより承認される請求項3 6に記載の方法。

4 1. 前記振替ステップの前に、ユーザーが前記ユーザー端末を用いて前記注文を確認するステップを含む請求項3 6に記載の方法。

4 2. 前記金銭を振替えるステップは、前記ユーザーの保留された金銭を振替えるステップを含み、前記保留された金銭は、前記ユーザーによって購入された商品及び／又はサービスに関係する所定の基準に従って、その一部又は全部が振替えられる請求項3 6に記載の方法。

4 3. 前記ユーザーによって購入された商品及び／又はサービスについての配達先情報を、前記トレーダー請求情報及び前記ユーザー情報と共に、前記サービスプロバイダーに伝送するステップをさらに含む請求項3 6に記載の方法。

4 4. 前記ユーザーによって購入された前記商品及び／又はサービスを識別する情報を伝送し、前記配達先情報を電子倉庫等に伝送するステップをさらに含む請求項3 6に記載の方法。

4 5. 前記ユーザーによって購入された前記商品及び／又はサービスを識別する前記情報に基づいて、前記商品及び／又はサービスを割り当て、前記ユーザーが入手するための前記配達先情報に基づいて、前記商品及び／又はサービスの配達を始めるステップをさらに含む請求項4 4に記載の方法。

4 6. 前記保留された金銭を含む金銭を振替えるステップが、前記商品及び／又はサービスの配達又は前記ユーザーによる受領の完了の次にくる請求項4 5に記載の方法。

4 7. 前記受信ステップが、前記ユーザー端末に組み込まれるか、又は、ユーザーカードに組み込まれる検出手段のようなデータ取得手段によってなされ、前記ユーザーカードは、前記ユーザー端末に挿入されるか、又は、受けられる請求項3 6に記載の方法。

4 8. 前記処理ステップは、前記ユーザー端末又は前記ユーザーカードによってなされ、前記ユーザーカードは、前記処理を実施するための演算処理手段を有する請求項3 6に記載の方法。

4 9. 読み取り手段により、前記トレーダー請求情報、前記ユーザー情報及び配達先情報のいずれか又は全てを読み取るステップをさらに含む請求項4 7に記載の方法。

5 0. 前記ユーザー端末により、前記取引処理に関してなされた全ての処理を前記ユーザーに知らせるステップをさらに含む請求項3 6に記載の方法。

5 1. 前記ユーザーによって購入された商品及び／又はサービスが、品質制御のような所定の基準に合わない場合、前記取引処理を取り消すステップを備え、前記取引処理を取り消すことが、前記トレーダーによって開始され、前記ユーザーに金銭の一部又は全部を払い戻す請求項3 6に記載の方法。

5 2. 前記商品及び／又はサービスは、立法機関によって課せられる関連する税／関税を有し、前記ユーザーの金銭を振替えるステップが、前記立法機関に前記税／関税の一部又は全部の額を振替えることを含む請求項5 1に記載の方法。

5 3. 前記商品及び／又はサービスは、立法機関によって課せられる関連する税／関税を有

し、前記税／関税に等しいドル額が、前記立法機関に振替えられており、取消可能な取引処理において、前記ドル額の一部又は全部の額を前記ユーザーに振替えるステップをさらに含む請求項51に記載の方法。

54. 前記会計処理の全て又は一部の完了の確認メッセージを、前記トレーダー及び前記ユーザーに伝送するステップをさらに含む請求項36に記載の方法。

55. 前記トレーダー並びに前記商品及び／又はサービスの配達の前記ユーザーに、確認メッセージを伝送するステップをさらに含む請求項43に記載の方法。

56. 前記トレーダーが、前記サービスプロバイダーを通じて、前記トレーダー口座にアクセスすることを許可するステップをさらに含むことにより、前記トレーダー口座における取引の詳細を確かめ得る請求項36に記載の方法。

57. 前記ローカル通信リンクは、前記ユーザー端末が前記トレーダー端末の近くにあるとき、前記ユーザー端末と前記トレーダー端末との間に自動的に確立する請求項1に記載のシステム。

58. 前記ローカル通信リンクは、前記ユーザー端末が前記トレーダー端末の近くにあるとき、前記ユーザー端末と前記トレーダー端末との間に自動的に確立する請求項36に記載の方法。

明細書

自動電子金銭振替装置及びその方法

本発明は、ユーザーによって購入された商品又はサービスの引き渡し（これに限定されるわけでは無い）を含む取引において、金銭をユーザーのアカウントからトレーダーのアカウントへ自動的に振り替えるための装置及び方法に関する。

電子金銭振替（E F T P O S “エフトポス”）技術は、振替を処理するために、ユーザーのカードが端末によって読み取られ、それによってそのユーザーのアカウントから特定のトレーダーに金銭が振り替えられるようなところで公知である。スマートカードもまた公知であり、そこでは、スマートカードは、ユーザーの或一定額の信用限度又は金銭を記録しているマイクロプロセッサーが埋め込まれており、その差引勘定は、遠隔的に借方に記入され、或いは、補充され得る。

電子支払い及び電子勘定記入、直販での電子注文、及び電子倉庫のような他の技術もまた公知である。電子金銭振替とこれらとの統合が、電算機能を制御するデータへの均一なアプローチが無く、しかもトレーダーとユーザーとを自動的に結びつけるための便利な方法が無いために、行われていなかった。

オーストラリア特許出願第66417/94号には、移動電話及び移動キーパッド装置を組み込んだ金銭振替装置が開示されている。該装置のC P Uは、トレーダーアカウントの詳細を記憶し、前記装置のカード読取機によって走査読み取りされるユーザーのクレジットカード又はデビットカードからアカウントデータを読み込む。前記ユーザーは、そこで、アカウントタイプ、個人識別番号(P I N)、及び購入した商品の金額を、前記キーパッドから入力する。そのユーザーの特定の銀行又はクレジット会社と接続されているホスト エフトポス ネットワークには、前記移動電話を介して通信され得る。ユーザー及びトレーダーの双方のデータが送られ、その結果、金銭がユーザーのアカウントからトレーダーのアカウントに振り替えられる。

オーストラリア特許出願第33658/95号は、ユーザーのアカウントからトレーダーのアカウントへ金銭を振り替えるのに使用され得る卓上端末機を開示している。前記端末機は、セルラー及び／又は固定式通信ネットワークを介して、ホストコンピュータと接続している。取引を行うために、前記ユーザーは、クレジットカードを走査させるか、スマートカードを挿入する。個人識別番号(P I N)が、そのユーザーによって入力された後、前記端末機は、ユーザーに対して、料金を入力するよう促し、トレーダー及び購入される商品又はサービスを確認するよう促す。照合の後、クレジットアカウントは、離れたホストコンピュータを介して借方記入され、或いは、処理装置が搭載されたスマートカードの場合には、そのスマートカードに前記クレジットアカウントを借方記入する。そこで、前記トレーダーは、その料金が貸方記入される。

オーストラリア特許出願第73418/94号は、スマートカードから読み書きできるよう、移動電話及挿入されるカードの異なる形式及び構造の種類の一つを受け入れるように設計されたスマートカードの読み取り／書き込み機を組み込んだ移動電話を開示している。この電話は、セルラーネットワークにより、また、公衆電話網（P S T N）を介して、ホスト金融機関

と接続されるようになっており、その結果、商品又はサービスの支払いは、ユーザーのスマートカードから借方記入することができ、特定のトレーダーのアカウントに貸方記入することができる。

前述の全ての従来技術では、支払いを実行するには、重要なデータの入力は、トレーダーの販売時点で、ユーザーによって、及びトレーダーによって、要求される。特定のデータの記入を完了した後、二者の計算処理がなされ、そこでは、金銭は、ユーザーのアカウントからトレーダーのアカウントに振り込まれ、そこで、借入金の移転として記録される。これらの処理は、トレーダー及びユーザーによる時間のかかる物理的行動を含み、データ入力に関するエラーを発生しやすい。更に、個人読み込み可能アカウントが要求され、そのユーザーは、その支払い開始することを要求され、前記従来技術の方法は、金銭を振り替えるための処理に制限される。

本発明は、遠隔操作による最小限のデータ入力によって、ユーザーのアカウントからトレーダーのアカウントへ金銭を自動的に振り替える装置を提供するものである。更に、そのような金銭の自動振替は、完全なビジネス取引サイクルに必要とされ情報の全てと繋がって自動的に管理するシステム全体の一部である。このサイクルは、ユーザーによるビジネス取引の開始、金銭のユーザーアカウントからトレーダーアカウントへの振替、電子倉庫の管理、ユーザーによって購入された商品及び／又はサービスの引き渡しの開始、及び、前記情報が、一旦、電子的フォームで入手可能となると、自動的に達成することのできる他の行動を含む。ビジネス取引の開始のうちで、金銭振替の選択肢は、ユーザーによる商品及び／又はサービスの引き渡しを、期限決め、又は分割払い、或いは、ユーザーからトレーダーへ金銭を振り替えるために、金銭を蓄えることである。

したがって、本発明は、ユーザーとトレーダーとの間の取引処理を自動的に行うシステムであって、

トレーダーを表す請求情報を含むトレーダー端末と、

ユーザー端末又は前記ユーザー端末に関連するユーザーカードと、

前記ユーザー端末と前記トレーダー端末との間に設けられるローカル通信リンクと、

前記ユーザー端末がサービスプロバイダーと通信できるようにする、前記ローカル通信リンクから独立した通信ネットワークとを備え、

トレーダーの商品及び／又はサービスへの注文は、前記トレーダー端末により受信される前記ユーザー端末からのメッセージプロトコルを使用して、前記リンク上でデータを伝送することにより開始され、

前記ユーザー端末は、前記ユーザーを表すユーザー情報を受信して処理し、前記注文に応答して前記リンクを介して前記請求情報を受信して処理し、

前記ユーザー端末は、前記通信ネットワークを介して前記請求情報及び前記ユーザー情報を前記サービスプロバイダーへ伝送し、これに応じて、前記サービスプロバイダーは、前記ユーザーの承認の下に前記ユーザーの金銭を前記トレーダーに自動的に振替え、前記ユーザーと前記トレーダーとの間の会計処理を実行するシステムを提供する。

注文は、前記ユーザー端末が前記トレーダー端末の近くにあるときに自動的に伝送される。

前記ユーザー端末は、該ユーザー端末が、前記トレーダー端末の近くにあるとき又は前記トレーダー端末にリンクされているとき、前記ローカル通信リンクを通じて、前記請求情報を受信すればよい。

前記ユーザーの蓄えられた金銭は、前記ユーザーによって購入された商品及び／又はサービスについて一部又は全部を前記トレーダーに振替えるのに利用可能とされ得る。蓄えられた金銭は、商品及び／又はサービスの使用額又は使用期間に基づいて振替えられる。

サービスプロバイダーは、会計処理の全部又は一部の完了を示す前記トレーダー端末へのメッセージを伝送してもよい。

ユーザー端末は、取引処理を通じてユーザーにより購入された商品及び／又はサービスに関する配達地点情報を、前記請求情報及び前記ユーザー情報と共に、サービスプロバイダーに伝送してもよい。

ユーザー情報は、前記ユーザー端末に関連するユーザーカードに予め蓄積され、又は、前記ユーザー端末に組み込まれる。ユーザーカードは、前記ユーザー端末に挿入可能なようになることができる。配達地点情報は、ユーザー端末に組み込まれた前記ユーザーカードに予め蓄積され、又は、前記ユーザー端末上のインジケータによる要求に応じ、キーボード／キーパッドを用いてユーザーにより付加される。

ユーザー端末は、トレーダー請求情報を検知する前記ユーザー端末及び通信端末と一体化された演算処理器の検知手段のようなデータ取得手段を通じて、トレーダー端末と相互作用するように適合された通信端末を備え得る。

ユーザーは、ユーザー端末における個人識別番号（P I N）の入力により、取引を認可することができる。

ユーザーからトレーダーへの金銭の振替が完了すれば、ユーザーによって購入されたトレーダーの商品及び／又はサービスを識別する情報、及び、前記配達地点情報は、自動的に電子倉庫等に伝送され、商品及び／又はサービスを割り当てる。或いは、前記ユーザーの蓄えられた金銭は、前記ユーザーによる前記商品及び／又はサービスの配達の受領に基づき、前記トレーダーに振替えられる。

商品及び／又はサービスの割り当てがなされた後、前記配達地点情報に基づき、商品及び／又はサービスの配達が開始される。

実行に際し、蓄えられた前記ユーザーの金銭は、商品及び／又はサービスの配達又は前記ユーザーによる受領の下に、前記トレーダーに振替えられる。

また、本発明は、ユーザーとトレーダーとの間の取引処理を自動的に行う方法であって、

ユーザー端末とトレーダー端末との間に通信リンクを準備するステップと、

前記ユーザー端末を用い、前記トレーダーの商品及びサービスに対する前記ユーザーの注文を前記リンク上に伝送するステップと、

メッセージプロトコルを用いて伝送されて受信される前記注文を前記トレーダー端末で受信するステップと、

前記ユーザー端末により前記リンクを介して前記トレーダー端末から前記トレーダーを表すトレーダー請求情報を受信するステップと、

前記ユーザー端末において、前記トレーダー請求情報を表すユーザー情報を処理するステップと、

前記トレーダー請求情報及び前記ユーザー情報を、通信ネットワークを介してサービスプロバイダーに伝送するステップと、

前記ユーザーの金銭を前記ユーザーの承認の下に前記サービスプロバイダーを介して前記

トレーダーに自動的に振替え、前記ユーザーと前記トレーダーとの間の会計処理を実行するステップとを含む方法を提供する。

前記注文を伝送するステップは、前記ユーザー端末が前記トレーダー端末の近くにあるときに前記注文を自動的に伝送するステップを含んでもよい。

前記ユーザー端末により受信するステップは、前記ユーザー端末が、前記トレーダー端末の近くにあるとき又は前記トレーダー端末にリンクされているとき、前記ローカル通信リンクを通じて、前記トレーダーの請求情報を受信するステップを含んでもよい。

金銭を自動的に振替えるステップは、ユーザーによって購入された商品及び／又はサービスについての蓄えられた金銭の一部又は全部を振替えることを含めてよい。蓄えられた金銭は、商品及び／又はサービスの使用額又は使用期間に基づいて、或いは、商品及び／又はサービスの配達又はユーザーによる受領に基づいて、振替えられる。

前記方法は、取引処理を通じてユーザーにより購入された商品及び／又はサービスに関連する配達地点情報を、前記請求情報及び前記ユーザー情報と共に、サービスプロバイダー伝送するステップをさらに含んでもよい。

前記方法は、トレーダーへの会計処理の全部又は一部の完了を示す前記トレーダー端末へのメッセージを自動的に伝送するステップをさらに含んでもよい。

前記方法は、ユーザーによって購入されたトレーダーの商品又はサービスを識別する情報、及び、配達地点の情報を、電子倉庫等に自動的に伝送するステップをさらに含み、商品又はサービスの割り当てを可能にしてもよい。

前記方法は、前記配達地点情報に基づき、商品又はサービスの配達を可能にするさらなるステップを含んでもよい。好ましくは、ユーザーは、ユーザー端末において個人識別番号（PIN）の入力によって金融取引を許可する。

以下に、本発明の例示としての好ましい実施の形態を、添付図面を参照しつつ説明する。

図面の簡単な説明

図1は、本発明に従ったユーザー及びトレーダー間の取引処理を自動的に行う為のシステムを示している。

図2は、図1に示すシステムの第1の実施の形態に関するプロセスを示している。

図3は、図1に示すシステムの第2の実施の形態に関するプロセスを示している。

図4は、図1に示すシステムの第3の実施の形態に関するプロセスを示している。

発明についての詳細説明

図1は、ローカル通信リンク300を介してトレーダー端末170と接続されるユーザー端末100を有するシステム50を示している。手数料情報を含むことができるトレーダーの請求情報200は、トレーダー端末170に蓄えられる。ユーザーに代わって取引処理を実行するために、ユーザーは、ユーザー端末100でトレーダーの商品及び／又はサービスに対するコマンド又は注文を入力し、又は、ユーザー端末100は、トレーダー請求情報200を通じてリンク300を介してトレーダー端末170により商品及び／又はサービスに対する支払い要求をリクエストしているトレーダー端末170の存在を検知する。請求情報200及び金銭が振り込まれるトレーダー口座700に含まれるトレーダーを識別する情報は、リンク300を介してユーザー端末100へ伝送される。ユーザー端末100は、金銭が引き出されるユーザー口座600を識別する情報を抽出し、通信ネットワーク400を介してサービスプロバ

イダー 500 へ二つの情報が転送され、これにより、金銭がユーザー口座 600 からトレーダー口座 700 へ振り込まれるようになっている。口座振替は、ユーザー端末上での個人識別番号（P I N）の入力に基づいてユーザーによって承認される。ユーザー端末 100 は、ユーザーがトレーダーから購入する商品やサービスの配達地点を特定する配達地点情報等の他の情報を追加するために使用され得る。ユーザーによる商品及び／又はサービスに対する注文の確認は、金銭の支払いの承認と関係する P I N ではなく、ユーザー端末 100 上でのキー、コード又は P I N の入力により実行されてもよい。

その後、配達地点情報は通信ネットワーク 400 を介してサービスプロバイダー 500 へ送信される。金融取引の完了に基づいて、配達地点情報及び配達の承認が通信リンク 750 を介してサービスプロバイダー 500 から電子倉庫 900 等へ送信される。ユーザーによって購入された商品やサービスを特定する、トレーダー端末からの情報は、処理期間のいつの時点においても、電子倉庫 900 へ送信される。そして、950 では、前記電子倉庫 900 が、ユーザーへの配達の為に用意される商品やサービスを確保又は獲得するために、前記情報を読み出す。

顧客の金銭は、取引の完了に引き続き直ちに口座振替が行われることを要さない為に、トレーダーへの支払いの為に予約され得る。金銭は、時間の進行又はイベントに応じて、例えば、トレーダーの商品及び／又はサービスがユーザーによる注文に続いて利用可能になったとき、ユーザー口座 600 からトレーダー口座 700 へ振り込まれ得る。金銭は割賦支払いとしての一部振り込み又は全額振り込みとし得る。各割賦支払いは、トレーダーの請求情報 200 に従って行われる。例えば、トレーダーは、金銭振込前の特定の期間又は特定の使用回数内において、ユーザーに商品又はサービスの試用を許可し得る。金銭の振り込みは、ユーザーが商品及び／又はサービスを受け取ってから、若しくはユーザーへの配達の完了に基づいて、行われることができる。使用のレベル及びそれに従う振り込み金銭量は、トレーダーによって操作される掛売及び請求システム 200 によって制御され確定される。

商品又はサービスの配達に基づいて、該配達の確認メッセージが、他の注意事項若しくは確認及び／又は以前に予約された活動の始動を含む、適当とみなされる他の制御事項と共に、電子倉庫 900 からユーザー端末 100 及びトレーダー端末 170 に送信される。顧客金銭の振込又は解除は、前記メッセージがユーザーに受け取られ、及び／又は認識されてから、実行され得る。確認及び配達の後に、取引及びビジネスの品質管理やユーザーの問い合わせに応じた提供を許容するデータが有効にされる。

金銭が部分的に又は全額の何れであってもユーザーからトレーダーに振り込まれると、システム 50 は取引の取消のために使用され得る。斯かる行為は、トレーダーのコントロール下に行われ、例えば、トレーダーによって販売された商品及び／又はサービスの品質制御等のある基準に応じて開始され得る。サービスプロバイダー 500 は、各トレーダーに対して行われた各取引に基づく情報を収容するデータベース 550 を有している。該情報は、配達の日付及び時間や商品がどこから来てどこへ配達されるか等の取引の詳細を含むことができる。各取引は固有のコードによって識別され、アクセスはトレーダー又はサービスプロバイダー 500 に対してのみ許可され得る。一部又は全額の払い戻しが、販売に対して責任のあるトレーダーによって決定されると、該トレーダーは自らとサービスプロバイダー 500 とを接続する、インターネット又は公衆電話網（P S T N）とし得るリンク 250 等の通信ネットワークを介して、データベース 550 にアクセスする。そして、前記トレーダーは、特定の取引に関する詳細を

引き出し、サービスプロバイダーが指定された金額をトレーダ一口座 700 に借方記入し、ユーザー 600 に貸方記入することを許可する。全てのメッセージや要求された入力はトレーダー端末 170において、例えばコンピュータコンソール上で行われる。

トレーダーによって販売される特定の商品及び／又はサービスに対しては、税金や関税の支払いが要求される。これらは、政府等の統括体によって強制され、法規制されており、斯かる法で定められた税金や関税のレベルは、前記統括体やビジネスサイクルの分析によって決定され得る。留保金銭の振り込みを含む前述した口座振替プロセスにおいて、税金や関税額は、サービスプロバイダー 500 によってユーザーから徴収され、統括体へ振り込まれる。各商品及び／又はサービスに対する税率又は税額は、トレーダーの請求情報 200 に含まれており、ユーザー口座 600 から統括体の指定口座へ自動的に振り込まれる。

ユーザーに支払い義務のある払い戻しが生じた場合には、前述したのと逆の取引が行われる。そして、法によって許容される限りにおいて、税金や関税額の払い戻し取引が行われて、統括体の指定口座から該当額が引き落とされ、ユーザー口座 600 へ同額が振り込まれる。

前記ユーザー端末 100 は、有線又は無線で接続された遠隔端末とし得る。該遠隔端末は、入力キー、ディスプレイクリーン又は他の表示装置を有する電話機、特に携帯電話機等の通信端末からなるものとし得る。演算処理機は通信端末と一体化されるか、若しくは、ユーザーカード 800 に組み込まれ得る。前記ユーザーカード 800 は、通信端末に適合し得るようになっている。任意的に、ユーザー端末 100 は、ユーザーカード 800 からデータを読み出す為の移動可能な販売時点電子金銭振替（EFTPOS）であるカードリーダーを含むことができる。前記通信端末は、データインターフェース 210 を有し、通信ネットワーク 400 と互換性を有する固定端末又はセルラー端末とし得る。

ユーザー端末 100 は、キーパッド及びディスプレイ等を有する携帯電話機として描かれているが、これは、ユーザー端末 100 の構成の一つの例示である。前記ユーザー端末 100 は、固定式の公衆交換回線網や携帯通信ネットワーク又は要求情報を処理し送信するために確立されたパーソナルコンピュータ等の固定回線の一部を構成する種々の形式の通信端末を組み込むことができる。さらに、前記ユーザー端末は、ユーザー端末 100 とユーザー口座 600 との間の双方向データ通信を許容する、例えばテレビジョンコントロールシステム等のケーブル又は他のリンクサービスの一部として提供される回路網とし得る。また、ユーザー口座は、トレーダ一口座 700 及び他の金融取引要素との通信及び共働が実質的にリアルタイムにて可能である限りにおいて、前記トレーダ一口座 700 等と直接的又は間接的に通信し、共働する。

トレーダー請求情報システム 200 は、トレーダーによって要求される全ての請求機能を満足させるシステムであり、トレーダーの装置又は端末に配置される。前記請求情報システム 200 は、各ユーザーの為にサービスプロバイダーの口座システム内に金融債務記録を確立する。これは、トレーダーによって特定される種々の形式の取引情報の提示を可能とし、取引がトレーダー、ユーザー又はサービスプロバイダーの制御下に実行された時に、後になって議論するために、これらの取引の詳細を示すものである。

合成された請求情報は、ユーザーによる操作時点におけるトレーダー端末 170 での出力である。前記ユーザー端末 100 は、トレーダー端末に配設されたトレーダーのカードを介して、若しくは、トレーダー端末から離間されたローカルリンク 300 を介して、トレーダーを識別

する詳細や情報を読み出すことができる。

ユーザー端末100は、トレーダー端末170からトレーダーの請求情報や金銭が振り込まれるべきトレーダーの指定口座情報を検出する為に、赤外線検知器等のデータ取得システム190を組み込むことができる。前記検出器は、通信ローカルリンク300を介してトレーダー端末170によって起動させられる。前記情報は、その後、ユーザー端末によって読み出され、収容される。これに代えて、ユーザー端末100のカードリーダーがトレーダー端末170においてトレーダーカードを読み、請求システム情報やトレーダー口座の詳細を引き出すことができる。前記データ取得システム190は、これに代えて、ローカルリンク300において使用される通信形態に従って、超音波検出器、高周波検出器又は磁気誘導検出器とし得る。

前記通信リンク300は、トレーダーの識別情報、支払いが行われるべきトレーダーの銀行口座の識別情報、並びに、商品及び／又はサービスの請求額や該商品及び／又はサービスが何に関するものか等を含むトレーダーの請求システムに関する十分なデータを、商品及び／又はサービスの注文等の取引の実行に際し必要とされる他の情報と共に、ユーザー端末100のユーザー電話機に提供する為の手段である。ローカルリンク300は、異なるチャネル上での双方向通信が可能とされる二重通信方式とされている。一方のチャネル上では、トレーダーデータがユーザーの電話機へ送信される。そして、逆方向のチャネルは、取引が完了したのトレーダーへの確認用並びに関連する商品及び／又はサービスの注文を含む他の通信プロトコル用に使用される。二重通信方式のリンクは、これらに限定されるものではないが、各方向における変調赤外線、磁気誘導ループ、変調超音波及び高周波を含む種々のタイプのリンクの何れか、若しくは、これらの種々の組合せとすることができる。ユーザー端末100に配設された検出器190は、ローカルリンク上で使用されるデータ通信形式及び原理に従ったタイプとされる。

トレーダーの詳細データがユーザー端末100によって受信されると、金銭が引き出されるユーザー口座の詳細データが、カードリーダー150によってユーザーのカード800から読み出される。購入された商品やサービスの配達地点の詳細情報は、サービスプロバイダー500への送信の為にユーザーによって端末100を介して入力される。

引き続き、ユーザーの電話機は通信ネットワーク400を介して銀行システム等のサービスプロバイダー500を自動的にコール又はダイアルし、これにより、通常の販売時点電子金銭振替（EFTPOS）が確立される。サービスプロバイダー500は、ユーザー口座600及びトレーダー口座700の各々にアクセスする。ユーザーは、電話機の表示装置上に表示されるデータによって処理が行われていることを通知される。ユーザーが、取引情報、取引額及び口座情報等の正しい取引の詳細情報が入力され処理されていることを確認すると、該ユーザーは、取引の処理を承認する為に個人識別情報（PIN）を入力する。その後、メッセージは、取引が完了したことをユーザーに示すために表示され、さらに、信号がリンク400及び300を介してトレーダー端末へ送信され、及び／又は金融取引の完了を表示し且つ配達処理を起動させる為にリンク750を介して電子倉庫（商品／サービス配達システム）900へ送信される。リンク250は、取引を確認し、又は口座の特定詳細データへアクセスする為に、トレーダーによって使用され得る。

通信ネットワーク400は、広範囲における使用の為のPSTN等の公共的に使用し得る固定式ネットワーク、限定された地域に対する地理的限定付のセルラー式ネットワーク、インタ

一ネット、又は、広域通信用の衛星ネットワークとし得る。前記ネットワークは、さらに、基本的な又はより高度な I S D N プロトコルとし得る。

通信ネットワーク 4 0 0 を介して提供される技術は、取引に関連する処理時間が、ユーザーの側からみて「実質的に同時」と考えられるような短時間、例えば 5 秒に限定するに十分なデータ通信速度においては、二重データ通信を許容する。

前記サービスプロバイダー 5 0 0 は、信号線接続システムとして提供される自動預金支払機 (A T M) に従来法に従って相互接続される金融システム又は自動預金支払機の一部とし得る。それ故、A T M を通じて利用可能な全てのサービスは、遠隔のユーザー端末／トレーダー端末又は装置において利用可能になる。サービスプロバイダーは、トレーダーの為の課金システムを管理し、トレーダーの請求システムを使って支払い要求を発生させることができる。この場合、前記課金システムは、その取引が確証できる限りにおいて、金融システムと一体化される。ユーザー端末は、ユーザーの金融債務及びトレーダーの位置や指定口座の識別番号等を判別するのに必要な程度にまで、サービスプロバイダーシステムにアクセス可能でなければならない。

ユーザー端末 1 0 0 の携帯電話機に挿入されるように構成されたカード 8 0 0 は、コンピューティングプロセッサを備え、該カードは、各ユーザーに対して単一のものである。これに代えて、カード 8 0 0 にハードウェア的に等価な物を端末 1 0 0 内に一体的に形成することができる。カード又はハードウェア的に等価なもののコンピューティングプロセッサは、トレーダー端末 1 7 0 からのトレーダーの請求や識別データを受信するのに十分なデータ処理能力を提供する。前記カードは、トレーダーのデータを検出する為に、携帯電話機に関連した前記タイプの検出器を組み込んでいる。前記カードは、このデータをカードリーダー 1 5 0 によって読み出されるユーザーの金銭のソースデータと結合させる。そして、前記カードは、これらのデータを、移動型の販売時点電子金銭振替装置用に確立されたプロトコルを用いて、通信ネットワーク 4 0 0 を介してサービスプロバイダー 5 0 0 へ送信する。

カード 8 0 0 又はハードウェア的に等価なものの物理的な形態とは無関係に、ユーザー端末 1 0 0 は下記に示すプロトコルの幾つか又は全てを組み込むことができる。

- (a) ユーザーアクセスプロトコル。この演算モードにおいては、カード 8 0 0 又はその均等物は、関連するセキュリティー装置との組み合わせ下に、キーパッドアクセスを可能にする。電話機のキーパッドを使用したり、又は、キーパッドをカードインターフェイスリーダーに組み込むことができる。基本的な形態においては、カードは、識別及びデータチェックを行う磁気ストリップ又は他の記録機構を組み込んでいる。演算処理は、サービスプロバイダーによってその中央処理サイトにおいて行われ、一方、ユーザー端末処理は、データ管理及び変換プロトコルを提供する。このユーザーアクセスプロトコルは、貸方勘定及び借方勘定の両タイプを満足させる。
- (b) 定額記録プロトコル。このモードにおいて、カード 8 0 0 は、プリペイド額又は掛貸限度額の何れかとして、取引目的に利用可能な金額を収容する為に、予めプログラムされる。
- (c) メッセージプロトコル。情報を転送する為に使用されるリンク 2 5 0, 3 0 0, 4 0 0, 7 5 0 及び他のリンク上での通信は、メッセージフォーマットで行われる。標準化されたプロトコルは、全ての処理ポイント 1 0 0, 1 7 0, 6 0 0, 7 0 0, 9 0 0、並びにリンク 2 5 0, 3 0 0, 4 0 0, 7 5 0 及び他の関連リンクに関連する全てのデータ端末が、メッセージに対して最小化及び／又は付加することを許容する。即ち、要素は、メッセージの残余が影響を受

けないように、全メッセージから除去され及び／又は全メッセージに挿入され得る。標準化プロトコルは、既存の方法を組み込むのに適しており、全機能性を達成するのに必要な程度まで拡張される。

トレーダー端末170とユーザー端末100との間の通信リンク300は、最低限、メッセージの形式及び量を限定せず且つ処理上許容できない遅延がユーザー側で発生しない許容可能な通信形式を使って、データ及び該データに含まれる情報のレベルに対して許容可能な安全レベルにおいて、双方向へのメッセージ形式のデータ転送を許容する。

ユーザー端末100のカードリーダー150は、コンピューティングプロセッサがその一部とされる携帯電話機と一体化される。この場合、カードリーダーがカードからデータを読み取れるように電話機内に挿入されると、取引を進行させる演算処理が自動的に開始される。前記リーダーは、通信ネットワーク400上での回路網を確立する為に、信号をコンピューティングプロセッサに送信し、電話機を使ったユーザーによるPIN入力に基づいて取引が完了する。

前記カードリーダー150及びカード800又はその等価物は、一般的には移動可能なラップトップ型又はノートブック型のパーソナルコンピュータ等のスタンドアローン型コンピュータシステムの一部を形成し得る。前記パーソナルコンピュータはユーザー端末として携帯電話機に置き換わる。前記パーソナルコンピュータは演算処理機として機能するものであり、通信ネットワーク400を介してサービスプロバイダーとの通信を許容する為に組み込まれたデータインターフェースを有している。種々の通信ネットワークシステムの何れもが公衆データ網及びインターネットを含むことができる。これに代えて、前記カードの内蔵処理機が、端末170でトレーダーの販売時点において検出されるユーザ口座の詳細情報やトレーダー口座の詳細情報等の必要なデータ演算を行うものとすることができる。前記カードリーダーは、リーダーと演算処理機との間のデータ転送の為に必要なプロトコルを許容する為に、PCカードポート又はパーソナルコンピュータメモリーカード国際協会(PCMCIA)カードポート等の市販の共通アクセスポートと一体化される。前記カードは、金銭がユーザ口座から引き落とされる原因を示す。キーボードを介してPIN等の特定入力をPCへ入力することもできる。

前記システム50は、ユーザー若しくはユーザー端末100がトレーダーのコントロール下にある場合にはトレーダーがユーザー端末100を操作する期間に亘って下記機能を提供する。

- (a)カードを通して行われる処理又はユーザー端末に組み込まれた他の手段によってリンク300を介してトレーダーから請求情報200を抽出すること。
- (b)ユーザーによって依頼された指定金融口座に借方記入をすること。前記口座は、カードに関連する借方、貸方又は定額収容口座とし得る。
- (c)ユーザー又はトレーダーのさらに他の操作なしに、トレーダーに対し利用可能となるように、指定された口座からトレーダーの口座への金銭を振り込みこと、若しくは、これに代えて商品及び／又はサービスの配達又はユーザーによる商品及び／又はサービスの配達の受領に基づき、トレーダーによって専用指定口座内の金銭を確保すること。
- (d)プロバイダーが代理人となるトレーダー又は他の機構間の金融取引を実行すること。
- (e)購入された商品／サービスに関する配達地点情報をユーザーに要求し、該情報を受け取り、メッセージングシステム内において該情報を及び／又は取引に関連する他の情報を転送すること。

ユーザー端末100は、これに代えて、前述したように、トレーダーのコントロール下におくことができる。即ち、全てのユーザー情報が同じカード800から読み出されるようにされた共働システム内におけるトレーダーの装置又は端末170の一部とすることができる。この状況において、ユーザーのカード800は、取引を行う為に必要とされる口座タイプ及び識別番号等のユーザーに関する全ての情報を含んでいる。カードは、トレーダーに関連する情報を既に有している端末によって読み出され、これらのデータセットは通信ネットワーク400を介してサービスプロバイダー500に転送される。これは、ユーザーの金融債務が確立された後に、生じる。前述した方法において、ユーザーは取引を承認する為に端末上でPINを入力し、これにより、サービスプロバイダーによって金銭がユーザーの指定口座からトレーダーの口座へ振り込まれるか、又は、金銭がユーザーによる商品又はサービスの配達の受領に基づいてユーザーからトレーダーへの振込の為に確保される。一般的な取引は、駐車、交通機関及び装置売却等に対して要求される少額の支払いであろう。その後、商品又はサービスが、トレーダー端末でユーザーに対して分配される。

ユーザー端末はユーザーのコントロール下におかれる。例えば、端末が前述したように、ユーザーの携帯電話機又はPCの場合である。斯かる場合、リンク300は、トレーダーの識別番号及び口座データにアクセスする為に使用される。

ユーザー端末は、これに代えて、ユーザーに対しても共通するトレーダーの操作の点で、トレーダーに対して提供されるサービスとして、サービスプロバイダのコントロール下におくこともできる。この場合、ユーザーによって使用されるカードが、ユーザー口座へのアクセス手段となる。

下記事項は、システム50がどのように適用され得るかの例示である。

システム50は、トレーダーによって管理される地域へのエントリーとして使用され得る。前記エントリーは、ユーザー端末100上でのPIN入力によってユーザーの管理下において許可される。一旦、取引が承認されると、前記地域へのエントリーが可能となる。

例えば、システム50が、政府機関が所有する橋を横断する際や自動車道路を通過する際の有料道路に組み込まれ得る。図2を参照すると、ステップ212で、自動車が有料道路の入口近傍にあるトレーダー端末170に近づく。この場合におけるトレーダー端末は、有料道路に固定された誘導ループとし得る。トレーダー端末は、トレーダー口座の詳細情報、トレーダー識別番号及び金額を含むトレーダーの請求情報と共にコード化される。ステップ212で、一旦、携帯電話機形態であるユーザー端末100が、トレーダー端末の範囲内に入ると、ローカル通信リンク300内の検出器190を介してコード化された情報を受信する。該情報は電話機内に収容される。これに代えて、電話機に適合するように構成されたカード800が、トレーダーのコード化情報を受信することもできる。ステップ216で、電話機又はカード800のいずれであっても演算処理手段が、受信情報及びユーザーの口座番号及び識別番号等のユーザー情報を演算する。その後、有料道路の運賃が電話機の表示スクリーン上に表示される。トレーダーの請求情報及び電話機又はカードに一体的に収容され得るユーザー情報は、ステップ218で、ネットワーク400上のインターフェース210を通じてサービスプロバイダー500へ自動的に送信される。これは、電話機がサービスプロバイダー500へダイアルすることによって行われる。ステップ220で、サービスプロバイダー500は、ユーザー口座の詳細情報600及びトレーダー口座の詳細情報700を引き出す。処理が実行されていることを

ユーザーに知らせる為に、メッセージが電話機へ送信される。サービスプロバイダーは、ステップ222で、運賃を支払うに十分な金銭がユーザー口座内にあることを確かめる。ステップ224で、取引の詳細がユーザーに対して表示され、その後、ステップ226でのユーザーによるPIN入力に基づいて金銭振込が可能とされる。前記PIN入力は、通信ネットワーク400上のユーザー端末へ送信されるメッセージによって促される。その後、ステップ228で、有料道路への侵入を自動的に起動する為に、信号がネットワーク750を通じてトレーダー端末へ送信される。トレーダー端末は、自動車道路に沿った一連の端末により構成され得る。前記一連の端末の各々の検出は、取引を完了させる為に請求情報を判別することを要求される。

これに代えて、取引を完了させる為に、請求情報を含み且つ各端末に配設されたトレーダーのカードが、自動車道路に沿った種々の地点において、検出器190又はユーザー端末100のカードリーダによって検知されるものとすることができる。

以下に、システム50がどのように実行されるかを示す第2の実施の形態を、図3を参照しつつ説明する。前記実施の形態と同様の方法において、トレーダーの商品又は、サービスが双方有料テレビジョンの有料テレビジョンチャネル上で広告され得る。ユーザーの申込に関連するセットトップユニット(STU)又はこれに代えてTVスクリーン上に表示されるコード化情報は、口座及び識別番号の詳細データを含むトレーダーの請求情報を提供する為に使用され得る。

STUの場合において、各トレーダーに関連する種々のコード化情報は、STU内に予めプログラムされ得る。リモートコントロールユニットに類似するユーザー端末100は、トレーダーの請求情報を検出し受信する為の検出器190を有している。ステップ310で、ユーザーが広告された商品及び/又はサービスの購入を希望すると、ユーザー端末100はステップ312でローカルリンク300上のトレーダーからの情報を検出するようにされ、トレーダーの請求情報が、ユーザー情報も収容されるユーザー端末100に収容される。ステップ314で、製品のコストは端末100又はユーザーのテレビジョンスクリーンに表示される。ユーザーは、トレーダーから商品及び/又はサービスを注文するためにユーザー端末100を使用し、ユーザー端末100でコード又はPINを入力することによりこのような注文を確認することができ、このコード又はPINは、ユーザー口座からトレーダー口座への金銭の振り替えの承認に関係しないPINである。金銭は後で振り替えられてもよい。ステップ316で、トレーダーの請求及びユーザーに関連する情報が、リンク400上の端末100のインターフェース210を介して、サービスプロバイダ500へ送信される。これに代えて、ユーザーカード800は、トレーダー情報及びユーザー情報を収容し、処理することができる。即ち、カードリーダ150によって読み出され、引き続き、サービスプロバイダへ自動的に送信される。ステップ320で、サービスプロバイダ500は、トレーダーの口座の詳細情報700及びユーザー口座の詳細情報700を引き出す。ステップ324で、サービスプロバイダ500は、ユーザー口座が該取引を行い得るに十分な金銭を有していることを確かめ、その後、ステップ326で、取引の詳細がユーザーに対して表示される。該表示は、ステップ328におけるPIN入力によって取引を承認する為に行われる。それから、ユーザーによる商品及び/又はサービスの受領に基づき、ユーザーからトレーダーへ金銭が振り込まれ、若しくは、振込の為に金銭が確保される。そして、配達宛先情報、例えば、自宅、勤務地が、ステップ322で、サービスプロバイダへ送信され、引き続き、ステップ330でユーザーによって購入された商品及

び／又はサービスの識別情報と共にリンク750上の電子倉庫900へ送信される。コードによって識別される商品は、その後、ステップ334でのユーザーへの配達の準備のステップ332で、電子倉庫によって確保される。電話チャネル又は有料テレビジョンが使用する他の共働通信リンクは、取引が完了したことのトレーダーへの確認用返信チャネルとして使用され得る。そして、確保された金銭がユーザーからトレーダーへの金銭振込を果たす。

以下に、システム50がどのように実行されるかを示す第3の実施の形態につき、図4を参照しつつ説明する。システム50は、通常のインターネット接続を介してインターネットに接続された端末とすることができる。この場合、リンク400及びメッセージプロトコルは、サービスプロバイダ500、格納庫及び供給システム900、950に接続されたソフトウェア設備として、インターネットサービスによってエミュレートされ、且つ、インターネットサービスと一体化される。

商品又はサービスは、ステップ410で、インターネット上で広告され、ユーザーによってパーソナルコンピュータのモニター上で認識される。この場合におけるPCは、検出器190に適合するユーザー端末として機能し、トレーダーの請求情報及びユーザー情報の詳細を処理する為のオンボード演算手段を有するユーザーカード800を備えるものとすることができる。広告された商品又はサービスは、トレーダーの請求情報と共に、コード化情報によって識別され得る。

ユーザーが製品の購入を希望すると、ステップ412で、コード化情報が通信リンク300上の特定のPCによって検出され、認知される。前記情報は、ダウンロードされ、PC内に収容される。これに代えて、PCのマウスがスクリーン上での選択に対しカーソルを移動させる為に使用され得る。商品及び／又はサービスのコストは、ステップ414で、ユーザーに対しモニター上で表示される。トレーダー及びユーザーからのデータセットは、その後、ステップ416で処理され、インターフェース210を介してステップ418でサービスプロバイダーへ送信される。これは、PCが通信ネットワーク400上のサービスプロバイダーにダイアルすることによって行われる。これに代えて、ステップ418で、関連取引情報を含むメッセージがPCによってサービスプロバイダーのインターネットアドレスへ送信される。ここで、前記インターネットが通信ネットワーク400を提供している。前記実施の形態のように、サービスプロバイダー500は、ステップ420で、ユーザー口座600及びトレーダー口座700にアクセスし、利用可能な金銭がステップ424で確認され、ステップ426で取引の詳細情報がモニター上においてユーザーに表示される。ユーザーが、詳細情報が正しいことに満足し、十分な金銭が利用可能である場合には、ユーザーは、ステップ428で、ユーザーによる商品及び／又はサービスの配達受領に基づき、両口座間の金銭振込を承認する為に、若しくは、ユーザーからトレーダーへの振込用金銭を確保する為に、PINを入力する。

ステップ422若しくはユーザー情報がサービスプロバイダーに送信された時に、配達宛先情報はステップ422でユーザーによって入力され得る。該情報は、ステップ430で、ユーザーによって購入された商品及び／又はサービスを識別する情報と共に、ネットワーク750上の電子倉庫900へ送信される。その後、ステップ432で、電子倉庫は、商品を識別するコード化されたトレーダー情報に基づいて、商品を確保する。商品が確保され、配達用に準備された後、配達の確認がPC端末100上のユーザー及びトレーダーへ送信される。その後、商品はステップ434で指定された配達地点へ配達され、金銭が確保される場合を含めて、配

達の完了又はユーザーによる配達の受領に基づいて、ユーザーからトレーダーへの金銭振込が
果たされる。